令和７年度

八潮市住宅改修資金補助金制度

この制度は、市内に本店等がある施工業者を利用し、お住まいの住宅改修工事を行う市内在住の方に対して、その費用の一部を補助する制度です。

補助金の額　住宅改修工事費の３０％（最大 １０ 万円）※千円未満切捨て

受付期間　（2025 年）令和7年6月２４日（火）から（2025 年）令和7年１２月２６日（金）まで

※予算枠に達した時点で締め切りとさせていただきます。

申込資格　次のすべてに該当することが条件です。

① 申込日現在において、本市に１年以上住所を有し、八潮市住民基本台帳に記録されている方
② 対象となる個人住宅等の所有者であって、かつ、当該住宅に現に居住している方
③ 申込日現在において市税の滞納がない方　（※住宅が共有名義の場合、共有者全員の同意が必要です）
④ 申請予定の対象工事が、市で実施している別の補助制度を利用しない方
⑤ 過去に同じ住宅で、この補助金を受けていない方

対象住宅　**申込資格を満たしている方が所有し居住している個人住宅で、市内にある住宅。**

対象工事

① **市内に本店等※がある住宅改修施工業者が行う、１０万円(税別)以上のリフォーム工事**
（**※本店等：法人における本社、又は個人事業主の場合は市内に住所があること。**
※法人の場合は、営業所や支店が市内にあるだけでは対象となりません。）
② **令和８年3月１６日（月）までに工事が完了し、領収書等を添えて完了報告書を提出できること。**

注意点

※原則見積額が補助の対象となりますが、実際の工事額が見積額より下がった場合は、その額を対象とします。
※すでに改修工事に着工している方や改修工事が完了している方に対しては補助できません。

問い合わせ　**八潮市役所　商工観光課（市役所２階）**
電話０４８－９９６－２１１１（内線４７９・３８４）

手続きの流れ

1 補助金申請　工事着工前の申請が必要です！

申請に必要な書類や案内チラシは、商工観光課で配布します。
（市ホームページからダウンロード可能です→）

必要書類

①八潮市住宅改修資金 補助金交付申請書	商工観光課の指定用紙
②住民票	市民課で発行
③市税完納証明書	商工観光課の指定用紙、市納税課で証明 ※駅前出張所では発行しません。
④対象住宅の所有状況を 確認できる書類 右の⑴～⑶のうち いずれか１つ	⑴固定資産税・都市計画税納税通知書 「表紙」及び「課税明細書」の該当家屋のページの写し ⑵ 登記事項証明書（家屋）の写し 法務局で、おおむね３か月以内に発行されたもの ※登記事項証明書の発行に関しては、法務局にお問い合わせください。 さいたま地方法務局 草加出張所：048-936-0355 ⑶ 当該家屋の売買契約書の写し（購入後間もない場合）
⑤共有名義人の同意書	家屋を共同所有している場合のみ必要です。
⑥住宅改修工事見積書の 写し	内訳の記載、施工業者の記名・署名、捺印のあるもの。ただし、対象工事以外の工事費が見積書に含まれる場合は、対象工事の金額の別がわかるようにしてください。
⑦住宅改修工事の図面	図面を作成する場合のみ必要です。
⑧住宅改修前の建物の外観 及び施工箇所の写真	建物の外観（全体）を正面から撮影した写真も必ず提出してください。 ※状況により追加で資料を求める場合があります。
⑨建築基準法第６条に基づく確認済証の写し	建築確認申請が必要な場合、提出してください。
⑩委任状　（原本）	本人・同居の親族以外の方（施工業者の担当者など）が申請される場合のみ必要です。

※状況により追加で資料を求める場合があります。
【重要】②「住民票」及び③「市税完納証明書」は、申し込みの受付中であることを確認のうえ、ご用意いただくようお願いします。また、出来るだけ申請当日の発行をお願いします。

申請方法

商工観光課（市役所２階）へ直接提出してください。（郵送不可）
【受付時間】午前８時３０分から午後５時１５分まで　※土日・祝日は除く

交付申請後、交付決定通知書を送付します。
必ず、交付決定通知書をお受け取り後に着工してください。

申請の前に必ずご確認ください！

主な要件は、以下のとおりです。すべてに該当しているか事前にご確認ください。

- □　八潮市内にある個人住宅等で、自らが所有し、居住している
- □　１年以上八潮市内に住んでいる
- □　市税の滞納はない
- □　以前にこの制度による補助を市から受けていない
- □　今回の工事で、市が行っている他の補助制度を利用しない
- □　市内に本店等※がある施工業者に工事を依頼する予定であり、見積書を取得している
  （※本店等：法人における本社、又は個人事業主の場合は市内に住所があること。
  ※法人の場合は、営業所や支店が市内にあるだけでは対象となりません。）
- □　１０万円（税別）以上の工事である
- □　工事の着工前である

2　完了報告

工事完了後 30 日以内または**令和８年３月 16 日（月）までに提出してください。**
（いずれか早い方）

必要書類

①八潮市住宅改修資金 補助金工事完了報告書	商工観光課の指定用紙 （交付決定通知書に同封します）
②施工業者が発行する 領収書の写し	窓口で原本を提示してください。 ※振込明細書等不可
③住宅改修後の施工箇所の 写真	申請時に提出した住宅改修前の施工箇所の写真と同じ方向から 撮影してください
④建築基準法第７条に 基づく検査済証の写し	建築確認申請が必要な場合、提出してください。
⑤補助金の請求書	商工観光課の指定用紙 （交付決定通知書に同封します）

※必要に応じ現地調査を行います。その際には立会いをお願いします。

提出方法

商工観光課（市役所２階）へ直接提出してください。（郵送不可）

【受付時間】午前８時３０分から午後５時１５分まで　※土日・祝日は除く

完了報告提出後、補助金の確定通知書を送付します。
その後、指定口座（申請者名義の口座）へ振込みます。
（工事完了報告書提出から１ヶ月程度）

対象工事の事例紹介

1 屋外の改修工事

※

○対象：

・屋根、外壁の補修・塗装工事（断熱塗装・断熱改修含む）
・手すりの取り付け
・サッシの改修工事
・外構工事（門扉、塀、LED 外灯等の設置工事及び改修）
　門扉や塀（ブロック塀やフェンス、石垣等）が対象
　※ブロック塀等の撤去のみは対象外
　※LED 外灯等、既製品の設置のみの場合は対象外

×対象外：

・太陽光発電の設置
・エコキュート(電気給湯器)やエネファーム(家庭用燃料電池)を含む給湯器の設置改修
・給水引込み工事、浄化槽の設置工事
・独立したウッドデッキ・車庫等の設置工事（カーポート・サイクルポートを含む）
・嗜好・趣味を目的とした工事
・防犯カメラ・宅配ボックス等、工事を伴わない設備の設置
・植栽
・コンクリート・インターロッキング等敷地内の舗装
・屋外広告物・電飾等住宅としての要素を含まないもの

2 室内の改修工事

○対象：

・壁紙、クロス、襖紙、障子紙の張替工事
・床の張替、畳替え、建具の取替え工事
・増改築工事、浴室・キッチン・トイレ・洗面台等の改修工事
・手すりの取り付け、段差の解消、滑りづらい床材への変更等
・耐震改修工事
・窓ガラス・カーテンレールの交換※工事を伴う場合のみ対象
・網戸の交換※建物の増改築、他の内装工事と一体的に行う場合のみ対象
・断熱改修

×対象外：

・ガスコンロ、ＩＨクッキングヒーターの設置（ＩＨクッキングヒーターは工事費のみ対象）
・エコキュート(電気給湯器)やエネファーム(家庭用燃料電池)を含む給湯器の設置改修
・ガス警報機・火災報知機・消火器の設置
・昇降機（エレベーター）の設置
・冷暖房機器（エアコン等）の設置・改修

3 店舗・工場・事務所等のリフォーム

原則として対象外ですが、居住用部分と事業用部分（店舗、工場、事務所等）が併用となっている家屋の場合は、 事業用部分も居住用部分と同様に対象です。

○対象：**個人名義で所有し、居住している場合のみ（法人名義不可）**

・事業所等の床、壁、天井、外壁の範囲で、1・2と同様

×対象外：

・屋外広告物・電飾等の住宅としての要素を含まないもの

⚠ 市で行っているその他の補助制度もあります。詳細は８ページをご覧ください。

よくあるご質問

Q：名義人が亡くなりましたが、相続の手続きが終わっていません。申請できますか？

A：建物の所有者からの申請に対し補助を行いますので、建物所有者以外であるご家族からの申請では補助は行いません。相続の手続きを行い、名義変更が完了していれば申請可能です。また、亡くなった名義人が過去にこの補助金を利用した場合、相続人は補助金申請できません。

Q：夫を代表者として建物を夫婦の共有名義で所有している場合、申請者は夫と妻のどちらになりますか。

A：どちらでも申請可能ですが、リフォーム工事の契約者名と市税納税証明書の取得は申請者名と統一してください。また、共有者の同意が必要です。

もう片方の共有者名で２度目の補助金を申請することはできません。

Q：最近まで市内の賃貸住宅に住んでいましたが、中古住宅を購入し、その住宅に住んだ後にリフォームをする場合は、補助の対象となりますか。

A：１年以上市内に住んでいれば、対象住宅に１年以上住んでいなくても申請可能です。ただし、申請時には、リフォームする中古住宅に居住していること（住民票が移っていること）が条件となります。（リフォーム後住む場合は不可）

Q：マンションでも、補助の対象となりますか。

A：個人の専有部分であれば補助の対象となります。（共有の廊下や階段、エレベーター、屋根、外壁、個人部分でもベランダや玄関ドアの交換は対象外）

Q：国の住宅支援制度と市の他の補助制度との併用は可能ですか。

A：国の住宅支援制度や住宅ポイントなどは住宅改修資金補助金との関連はありません。国の住宅支援制度や住宅ポイントなどの付与基準に合致していれば補助を受けることが可能です。

しかし、市の他の補助制度を受ける同一の工事は当該補助の対象とはなりません。

Q：店舗、工場、事務所、賃貸アパートなどの改修工事をする際にも、補助の対象となりますか。

A：店舗、工場、事務所、賃貸アパートなどは原則として補助の対象とはなりません。ただし、居住用部分と事業用部分（店舗、工場、事務所等）が併用となっている家屋の場合は、事業用部分も居住用と同様に対象としています。

また、賃貸アパートに大家さん自らが入居している場合などについては大家さんの居宅部分の改修であれば、補助の対象となります。

Q：工事はいつから着工していいのですか。

A：工事の着工は、市に補助金の申請をした後、市から補助金の交付決定通知が届いてからにしてください。

Q：複数の業者に発注した工事の合計で１０万円以上（税別）となった場合でも補助の対象となりますか。

Ａ：工事の時期が重ならない場合（時期がはなれている場合）も補助の対象としますが、最初の工事着工前の申請が必要です。　※申請書は１枚で提出していただきます。申請書の記載にあたっては、施工業者名等を２段書きしていただきます。見積書や領収書の写しは、それぞれの施工業者の分が必要となります。

Q：住民票は、世帯全員の記載が必要ですか。また、どのくらい前に取得した住民票なら有効ですか。

Ａ：住民票は、申請者本人のみの記載でけっこうです。住民票は、補助金の申請日の３か月以内に取得したものの提出をお願いします。

住民票は、委任状による発行も可能ですが、その場合は、委任状の他、窓口に来た方の免許証などの身分証明書の提示が必要となります。

Q：工事見積書には、何が記載されていればよいのですか。

Ａ：工事見積書は、任意の書式ですが、以下の内容が記載されているものの提出をお願いします。詳しくは、市ホームページに見積書の記載例がございますので、ご確認下さい。

１　工事業者の記名または署名、捺印（会社の印及び代表者印）があること

２　見積書に有効期限が記載されている場合は、補助金の申請した日が有効期限内であること

３　工事の内訳が記載されていること

４　補助対象外の工事も同じ見積もりに含まれている場合は、補助対象工事の金額と、補助対象工事外の金額が別々に明記されていること

Q：屋根などの写真は、事前にとることは困難なのですが・・・。

Ａ：工事業者に事前に撮影してもらうか、事前に撮ることが難しい部分を除いて撮影しておいて市に申請し、撮影が難しい部分は、工事に入ったときに、工事前の写真を施工事業者に撮影してもらい、速やかに、市に提出するようにしてください。

Q：何らかの事情で工事を中止した場合、又は工事が３月１６日までに完了しなかった場合はどうなるのですか。

Ａ：工事を中止する場合は、必ず市にご連絡ください。後日、市から内容変更等承認申請書を郵送しますので、必要事項を記入して市にご返送下さい。

この申請書の提出を受け、市から交付決定の取り消しを通知することになり、補助金は交付されないことになります。

なお、３月１６日を過ぎても工事が完了する見込がたたない場合は、工事を中止したものとし、内容変更等承認申請書の提出をいただき、交付決定を取り消す（補助金を交付しない）場合もありますのでご注意下さい。

Q：完了報告時の領収書の写しは銀行で発行される振込票でも可能ですか。

Ａ：銀行で振込の際に発行される振込明細票では対応できません。代金を受け取った業者から発行される領収書の提出をお願いします。

その他の補助制度のご紹介

【市で行っているその他の補助制度】

各補助制度の詳細については、担当課にお問い合わせ下さい。

市役所の代表番号：　０４８－９９６－２１１１（内線番号をお伝えください。）

① 太陽光発電等に対する補助 ② 省エネ家電買換促進事業補助金	⇒	環境リサイクル課（内線３３８）
③ 木造住宅耐震改修に対する補助 ④ 危険ブロック塀等撤去改修補助金 ⑤ 簡易耐震改修補助制度	⇒	住宅・建築課（内線４６８）
⑥ 生垣設置奨励金	⇒	公園みどり課（内線３２１）
⑦ 重度身体障がい者居宅改善整備費補助	⇒	障がい福祉課（内線８５２）
⑧ 居宅介護住宅改修（介護予防住宅改修）	⇒	長寿介護課（内線４４３）
⑨ 雨水タンク等設置に対する補助	⇒	下水道課（内線３４５）
⑩ 防犯カメラ設置推進事業補助金	⇒	交通防犯課（内線２８８）

【埼玉県で行っているその他の補助制度】

詳細は埼玉県ホームページをご確認ください。

住宅リフォームに関する支援等について（埼玉県ホームページ）→

【国で行っているその他の補助制度】

住宅省エネ 2025 キャンペーン

詳細は右記の二次元コードをご確認いただくか、

国　リフォーム　補助金　で検索してください。